

「PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業 実施方針」について、
質問・意見及び回答の結果、変更したので公表します。

平成18年2月21日

山口県知事 二井 関 成

P F Iによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業

実施方針

平成18年2月21日変更

山口県

【目 次】

1	特定事業の選定に関する事項	
1-1	事業内容に関する事項	1
1-2	特定事業の選定方法等に関する事項	5
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	
2-1	募集及び選定の方法	5
2-2	募集及び選定のスケジュール	5
2-3	入札参加の手續等	6
2-4	入札参加者が備えるべき参加資格要件	7
2-5	保守管理企業	13
2-6	付帯事業実施企業	14
2-7	審査及び選定に関する事項	15
2-8	審査及び総合評価の結果の講評	16
2-9	提出書類の取扱い	16
3	P F I事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
3-1	予想される責任及びリスクの分類と公共と民間との分担	16
3-2	提供されるべきサービス水準	17
3-3	P F I事業者の責任の履行に関する事項	17
3-4	県による事業実施状況監視の概要	17
4	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	
4-1	施設の立地条件	18
4-2	施設の規模等	18
5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義 が生じた場合における措置に関する事項	18
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
6-1	P F I事業者の債務不履行等に起因する場合	19
6-2	県の責めに帰すべき事由に起因する場合	19
6-3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	19
6-4	金融機関（融資団）と県との協議	19
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	
7-1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
7-2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
7-3	その他の支援に関する事項	20
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	
8-1	情報提供	20
8-2	入札に伴う費用負担	20
9	実施方針等の説明会等	
9-1	実施方針等の説明会	20
9-2	実施方針及び要求水準書（案）に対する質問・意見の受付・回答	21
10	本事業に関する県の担当部署及びアドバイザー企業並びにその協力的法人	
10-1	本事業に関する県の担当部署	22
10-2	本事業に関するアドバイザー企業及びその協力的法人	22

様式	様式 1	実施方針等説明会参加申込書
	様式 2	実施方針に係る質問意見書
	様式 3	要求水準書（案）に係る質問意見書
資料	別紙 1	事業用地位置図
	別紙 2	事業用地現況図
	別紙 3	付帯事業用地設定位置図
	別紙 4	リスク分担表（案）

山口県（以下「県」という。）は、防府・高井県営住宅東ブロックの建替事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

本書は、PFI法に基づく特定事業の選定及び「PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「PFI事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等により、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

以下、本実施方針において「県営住宅整備等事業」とは、本事業のうち県営住宅の整備及び維持管理を指すものとし、付帯事業は含まないものとする。

1 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業

(2) 事業に供される公共施設の種別

県営住宅

(3) 公共施設の管理者の名称

山口県知事 二井関成

(4) 事業目的

高井団地は、昭和45年から昭和51年にかけて建設された準耐火構造2階建て県営住宅の団地であったが、住戸の狭小、老朽化により居住環境を改善する必要が生じ、平成11年度から北ブロック、西ブロックで順次建替を進め、居住水準の適正化を図ってきた。

本事業は、今般、東ブロックの建替に当たり、民間の資金・ノウハウをより効果的に活用できるPFI手法を採用することで、効率的な県営住宅の整備、維持管理に加え、敷地の有効活用による新たなサービスの提供を図ることを目的とするものであり、特に以下の事項を重要と考えている。

ア 低廉かつ良質な県営住宅の提供、地域づくりに資する新たなサービスの提供

本事業の実施に当たっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、コスト縮減が図られた良質な県営住宅の提供に併せ、建替に伴い生じる余剰用地を活用し、地域づくりに資する新たなサービスが提供されること。

イ 県内経済の活性化等

本事業は県が実施する公共事業であることから、事業実施に当たっては県内経済へ

の貢献がなされるよう配慮が行われるとともに、県内事業者の積極的、主体的な事業参画が図られること。

ウ 良好な居住環境の創出

事業計画地は良好な居住環境を有する地域であることから、建築デザインや緑地の配置などに配慮した周辺環境と調和した施設の整備が図られるとともに、住民が安全に安心して暮らせる住環境が創出されること。

(5) 事業の範囲

県営住宅整備業務は、「事業用地現況図」（別紙２）に示す敷地内に県営住宅１３６戸の設計及び建設（３期に分けて建設）を行う。

県営住宅維持管理業務は、整備した県営住宅１３６戸に、既存高井県営住宅（既に整備済みの高井団地北ブロック及び西ブロックにおける県営住宅。以下「既存住宅」という。）２１３戸を加えた３４９戸の保守管理業務を行う。

また、上記業務に併せて、「事業用地現況図」（別紙２）に示す敷地内のうち、「付帯事業用地設定位置図」（別紙３）の範囲において、付帯事業を実施する企業（以下「付帯事業実施企業」という。）が自らの責任において独立採算により実施する付帯事業に関する提案を行う。付帯事業実施企業は、提案内容に応じて付帯事業用地を県から取得または賃借することにより付帯事業を実施するものとする。

なお、事業内容は以下の業務及びその関連業務とするが、詳細については別に示す「要求水準書」を参照のこと。

ア 県営住宅整備業務

設計に関する業務

- ・ 基本設計
- ・ 実施設計

建設に関する業務

- ・ 県営住宅の建設（屋外付帯施設を含む。）

工事監理に関する業務

- ・ 建設に係る工事監理

関連整備業務

- ・ 周辺道路の整備

その他の業務

- ・ 地形調査
- ・ 地質調査
- ・ 敷地周辺の供給処理施設（電気、電話、ガス、上水道、下水道等）調査及び諸官庁協議・申請
- ・ 県営住宅用地及び周辺地域の電波障害調査・対策（建設中、建設後含む。）
- ・ 埋蔵文化財発掘調査（本事業用地は周知の埋蔵文化財包蔵地大崎遺跡にあたるため、県は、本事業実施にあたり、事前に試掘調査を実施する予定であり、試掘調査の結果によりPFI事業者が発掘調査業務を求める場合がある。）
- ・ 地域住宅交付金申請書類等の作成支援
- ・ 近隣住民への計画説明、調整

- ・ 関係法令等の申請、許認可等の手続き（建築基準法、消防法等）
- ・ 建設に伴う近隣対応
- ・ 室内空気中化学物質濃度調査
- ・ その他上記業務を実施する上で必要となる関連業務

イ 県営住宅維持管理業務

- ・ エレベーター保守管理
- ・ 消防設備等保守管理

ウ 付帯事業

付帯事業の業種に関しては、提案する事業形態（土地の取得若しくは定期借地）に沿った事業内容とし、かつ、次に示す事業については不可とする。

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（ほ）項に掲げる建築物による事業
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当する事業
- ・ その他、公序良俗に反する事業又は周辺環境を著しく乱す恐れのある事業

なお、付帯事業として県が実施を想定する施設は次のとおりである。

- ・ 社会福祉施設等
- ・ 店舗
- ・ 事務所
- ・ 住宅
- ・ 駐車場
- ・ その他、地域の活性化や住民の利便性向上に資する施設

(6) PFI事業者の収入

県は、県営住宅整備等事業において、PFI事業者が提供するサービスに対し、県がPFI事業者と締結するPFI事業に係る契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるサービスの対価を本施設の供用開始から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。サービスの対価は、PFI事業者が実施する県営住宅整備業務の対価及び県営住宅維持管理業務の対価からなる。

県営住宅整備業務の対価については、第1期から第3期のそれぞれの施設引渡年度にそれぞれの期に係る県営住宅整備費相当の45%の金額を一括して支払うものとする。また、残額については、各期の事業期間中において元利均等にて支払うことを予定している。

県営住宅維持管理業務の対価については、あらかじめ定める額を事業期間中において支払うものとする。なお、県営住宅維持管理業務の対価については、事業契約書に基づき物価変動等を勘案して定める額を支払うことを予定している。

詳細な支払い方法については、別に示す「入札説明書」及び「事業契約書（案）」にて提示する。

(7) 付帯事業実施企業の収入

付帯事業に伴う収入は、付帯事業実施企業の収入となる。

(8) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、PFI事業者は県営住宅整備等事業につき自らの提案をもとに本施設の設計・建設を行った後、県に所有権を移転し、その上で維持管理業務を実施する方式、いわゆるBTO(Build Transfer Operate)方式とする。

(9) 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から平成40年度末までの期間とする。

(10) 事業スケジュール

現時点では次のスケジュールを予定している。

なお、実際のスケジュールについては、このスケジュールのうち、「事業契約の締結」、「県営住宅の設計着手」、「既存住宅の保守管理業務開始」及び「第1期～第3期県営住宅及び既存住宅の保守管理業務終了」を除き、落札者となった入札参加者の提案を基に、県と落札者となった入札参加者による協議のうえ決定するものとする。

ただし、第1期県営住宅の引渡は平成20年度、第2期県営住宅の引渡は平成21年度、第3期県営住宅の引渡は平成22年度とする。

日 程 (予 定)	内 容
平成18年12月	事業契約の締結
平成18年12月	県営住宅の設計着手
平成19年10月	第1期県営住宅の建設着手
平成20年10月	第2期県営住宅の建設着手
平成20年12月	第1期県営住宅の引渡
平成21年 1月	第1期県営住宅の保守管理業務開始
平成21年10月	第3期県営住宅の建設着手
平成21年12月	第2期県営住宅の引渡
平成22年 1月	第2期県営住宅の保守管理業務開始
平成22年 4月	既存住宅の保守管理業務開始
平成22年12月	第3期県営住宅の引渡
平成23年 1月	第3期県営住宅の保守管理業務開始
平成41年 3月	第1期～第3期県営住宅及び既存住宅の保守管理業務終了

(11) 事業に必要と想定される根拠法

PFI法、公営住宅法、建築基準法、都市計画法、消防法他、本事業に関するすべての法令等を遵守すること。

(12) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載により公表し、その変更の内容が重要で事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後の事業スケジュールについても示す。

1 - 2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定基準

P F I手法による本事業の実施が、県が自ら実施する場合と比較して、以下のいずれかに該当する場合に、県営住宅整備等事業を特定事業として選定する。

- ア 公営住宅として求められる施設の設計・建設・維持管理等の公共サービス水準の向上が見込まれ、かつ、県の財政負担の軽減が図られる場合
- イ 公営住宅として求められる施設の設計・建設・維持管理等の公共サービス水準が同一である場合に、県の財政負担の軽減が図られる場合
- ウ 公営住宅として求められる施設の設計・建設・維持管理等の公共サービス水準の向上が見込まれ、県の財政負担が同一である場合

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行う。

- ア 県が自ら実施する場合とP F I手法により実施する場合における以下の評価
 - (ア) 県の支出額比較による定量的評価
 - (イ) 公共サービス水準の向上など定性的評価
- イ アに基づくV F M (Value For Money) の試算による総合的評価

(3) 選定結果の公表方法

県は、実施方針に対する質問・意見等を踏まえ、県営住宅整備等事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせて、山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載等により公表する。

なお、特定事業としての選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2 - 1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式とする。

2 - 2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、下記のとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

日 程 (予定)	内 容
平成17年12月20日	実施方針及び要求水準書(案)の公表
平成17年12月26日	実施方針等の説明会
平成18年1月16日 ～1月19日	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問・意見の受付
平成18年1月31日	実施方針及び要求水準書(案)に対する質問・意見への回答
平成18年2月中旬	特定事業の選定及び公表
平成18年4月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
平成18年4月上旬	入札説明会
平成18年4月下旬	入札説明書等に関する質問の受付
平成18年5月上旬	入札説明書等に関する質問の回答
平成18年6月上旬	入札参加表明書及び資格確認申請書類の受付
平成18年6月中旬	資格確認通知
平成18年7月中旬	提案書の受付
平成18年7月中旬 ～9月中旬	提案書の審査
平成18年9月中旬	落札者の決定及び審査等結果の講評
平成18年10月中旬	基本協定の締結
平成18年11月中旬	事業仮契約の締結
平成18年12月中旬	事業契約の締結

2 - 3 入札参加の手續等

- (1) 実施方針等の説明会
後記9 - 1を参照のこと。
- (2) 実施方針及び要求水準書(案)に対する質問・意見の受付・回答
後記9 - 2を参照のこと。
- (3) 特定事業の選定及び公表
前記1 - 2を参照のこと。
- (4) 入札公告及び入札説明書等の公表
県は、県営住宅整備等事業を特定事業として選定した場合は、本事業の入札を公告し、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、落札者決定基準等)を山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載により公表する。
- (5) 入札説明会
入札説明書等に関する説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所及び参

加申し込み方法の詳細等については、入札説明書により明示する。

(6) 入札説明書等に関する質問受付、回答の公表

入札説明書等に記載の内容について質疑回答を行う。なお、質問の受付、回答の公表方法の詳細等については、入札説明書により明示する。

(7) 入札参加表明書、資格確認申請書類の受付、資格確認通知

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に入札参加表明書及び資格確認に必要な書類の提出を求めるとし、資格審査の結果は、入札参加者に通知する。なお、入札参加表明書の提出方法・時期、資格確認に必要な書類の詳細等については、入札説明書等により明示する。

(8) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等により明示する。

(9) 提案書の審査

後記 2 - 7 (2) を参照のこと。

(10) 落札者の決定及び審査等結果の講評

後記 2 - 7 (3) 及び 2 - 8 を参照のこと。

(11) 基本協定の締結

県は、P F I 事業者との事業契約締結に先立って事業に係る基本協定を落札者と締結する。

(12) 事業仮契約の締結

落札者は、県営住宅整備等事業を遂行するために商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を事業仮契約調印までに山口県内に設立し、県は当該 S P C と事業契約に係る事業仮契約を締結する。

(13) 事業契約の締結

事業仮契約締結後、山口県議会の議決を経た後に、県は、S P C と事業契約を締結する。

なお、事業契約書の詳細については別に示す「事業契約書（案）」を参照のこと。

2 - 4 入札参加者が備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループとし、グループの中から入札手

続きを代表して行う代表企業を定めるものとする。

イ 入札参加者は、次に掲げる企業を含む複数の企業により構成するものとし、入札参加表明書において、各企業の企業名を明らかにするものとする。

(ア) 設計企業((4) アの要件を備える者)

(イ) 建設企業((4) イの要件を備える者)

ウ 入札参加者を構成する企業(以下「入札参加者の構成員」という。)のうち、(4) ア及び(4)イの要件を満たす者は、当該両方の業務を実施することができるものとする。

エ 落札者となった入札参加者はS P Cを設立するものとし、次に掲げる(ア)～(I)の要件を満たすものとする。

(ア) 落札者となった入札参加者のうち代表企業及び建設企業は、必ずS P Cに出資するものとする。

(イ) 落札者となった入札参加者のうち代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

(ウ) 落札者となった入札参加者による出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

(I) すべての出資者は、県営住宅整備等事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

オ S P Cは、自らの責任において前記1 - 1 (5) アに示す業務を以下の者にそれぞれ直接委託し、又は請け負わせるものとする。なお、(ウ)の業務については設計企業に、また、(I)の業務については設計企業又は建設企業に、それぞれ委託し又は請け負わせることを妨げるものではない。

(ア) 前記1 - 1 (5) ア に示す業務：設計企業

(イ) 前記1 - 1 (5) ア に示す業務：(4) イに示す異業種特定建設工事共同企業体

(ウ) 前記1 - 1 (5) ア に示す業務：業務内容を適切に実施できる能力を備えている者。ただし、建設企業は除く。

(I) 前記1 - 1 (5) ア 及び に示す業務：業務内容を適切に実施できる能力を備えている者

カ 入札参加表明書の提出日後においては、原則として入札参加者の構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の書面による承認を条件として入札参加者の構成員(ただし、代表企業を除く。)の変更又は追加ができるものとする。

キ 入札参加者の構成員は、他の提案を行う入札参加者の構成員になることはできないものとする。

(2) 入札参加者の構成員の制限

次に掲げる項目に該当する者は、入札参加者の構成員になれないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過

した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- エ 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けている者。
- オ 業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領の規定による指名停止を受けている者。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、その者が競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、県知事による当該資格の再認定を受けた場合を除く。
- キ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしている者。
- ク 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、その者が競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、県知事による当該資格の再認定を受けた場合を除く。
- ケ 商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- コ 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て(同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てを含む。)がなされている者。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずるもの。
- シ 直近2事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者。
- ス 本事業について、県がアドバイザー業務を委託した企業及びその協力法人(以下「アドバイザー企業」という。)である者。なお、本事業のアドバイザー企業については、後記10-2を参照のこと。
- セ 本事業に先立ち実施したPFI導入可能性調査を受託した企業である者。なお、当該企業は財団法人日本経済研究所である。
- ソ アドバイザー企業と資本関係若しくは人的関係において次に掲げる(ア)~(オ)のいずれかに該当する者。
 - (ア) アドバイザー企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
 - (イ) アドバイザー企業の資本総額の50%を超える出資をしていること。
 - (ウ) アドバイザー企業が、発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。

- (I) アドバイザー企業が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (オ) 代表権を有する役員が、アドバイザー企業の代表権を有する役員を兼ねていること。

タ 「防府・高井県営住宅東ブロック P F I 事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員との資本関係若しくは人的関係において次に掲げる(ア)～(オ)のいずれかに該当する者。

- (ア) 委員が発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (イ) 委員が資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (ウ) 委員が所属する企業が、発行済み株式の 50%を超える株式を所有していること。
- (I) 委員が所属する企業が、資本総額の 50%を超える出資をしていること。
- (オ) 委員が役員または従業員となっていること。

(3) 入札参加者の構成員の制限の適用

ア 「(2)入札参加者の構成員の制限」の資格確認基準日は入札参加表明書の提出日とする。

イ 資格確認基準日以後事業契約の締結までに、入札参加者の代表企業が当該制限に抵触した場合は、当該入札参加者は失格とする。

ウ 資格確認基準日以後事業契約の締結までに、入札参加者の構成員のうち代表企業以外の構成員が当該制限に抵触した場合も、当該入札参加者は失格とする。

エ ウにかかわらず、資格確認基準日以後事業契約の締結までにおいて、入札参加者が、県が指定する期間内に当該制限に抵触した構成員を除外し、かつ除外しても入札参加に伴う全ての条件が満たされるための手当てを行い、その内容を県が書面により承認した場合は当該入札参加者を失格しないことができるものとする。

(4) 入札参加者の資格要件

ア 設計企業

設計企業は、次の から の要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、すべての設計企業が次の要件を満たしていること。

入札参加者の構成員であること。

建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定による一級建築士事務所として登録されていること。

提案する県営住宅の階数に応じ、それ以上の階数の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(以下「R C 造又は S R C 造」という。)の共同住宅(ワンルームマンションは除く。)を実施設計した実績を有していること。なお、当該実績は、平成 8 年 4 月 1 日から入札公告日までの間に完了したもので、元請負人として受注したものであること。また、複数の設計企業で業務を分担する設計共同体の構成員としての実績についても、当該実績に含めることができるものとする。

イ 建設企業

建設企業は、建築工事に携わる者(以下「建築企業」という。)、電気工事に携わる者(以下「電気企業」という。)、機械工事に携わる者(以下「機械企業」という。)とし、それぞれ から の要件を満たしていること。

また、(ク)に示す特定建設工事共同企業体、電気企業及び機械企業は、 の要件を満たす異業種特定建設工事共同企業体（以下「建設企業体」という。）を落札者の決定後、事業仮契約締結までに結成するものとする。

建築企業が満たすべき要件

建築企業は2者ないしは3者とし、それぞれ次の(ア)から(ク)の要件を満たしていること。

(ア) 入札参加者の構成員であること。

(イ) 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有すること。

(ウ) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成16年山口県告示第657号）2の（1）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「建築一式工事」の「A等級」であること。

(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

(オ) 建築企業のうち1者は、次のaからcの全ての要件を満たしていること。

a 入札公告日までに国土交通省又は山口県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値のうち直近のもの「建築一式工事」の数値が850点以上であること。

b 提案する県営住宅が5階建て以下にあっては、RC造又はSRC造の3階建て以上の建築工事、6階建て以上にあっては、RC造又はSRC造の5階建て以上の建築工事を施工した実績を有していること。なお、当該実績は、平成8年4月1日から入札公告日までの間に完工したもので、元請負人として受注したものであること。また、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該特定建設工事共同企業体の構成員としての出資比率が20%以上であるものに限り、当該実績に含めることができるものとする。

c 建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した監理技術者を専任で配置できること。

(カ) (オ)の要件を満たす建築企業以外の者は、次のa及びbの要件を満たしていること。

a 入札公告日までに国土交通省又は山口県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評価値のうち直近のもの「建築一式工事」の数値が700点以上であること。

b 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を専任で配置できること。

(キ) 建築企業は、又は に示す電気企業又は機械企業を兼務することはできないものとする。

(ク) 次のaからcの要件を満たしている特定建設工事共同企業体（以下「建築企業体」という。）を落札者の決定後、事業仮契約締結までに結成すること。

a 建築企業のうち(ア)から(オ)の要件を満たす者を代表者とする。

b 1構成員当たりの出資比率は、建築企業体の構成員数が2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。ただし、建築企業体の代表者は、出

資比率が建築企業体の構成員中最大である者であること。

- c 建築企業体の形態は、共同施工方式とし、建築企業体の各構成員は、各期の県営住宅の建築工事に携わること。

電気企業が満たすべき要件

電気企業は1者とし、次の(ア)から(カ)の要件を満たしていること。

- (ア) 入札参加者の構成員であること。
(イ) 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有すること。
(ウ) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示2の(1)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「電気工事」の「A等級」であること。
(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。
(オ) 3階建て以上の建築物における電気工事を施工した実績を有していること。なお、当該実績は、平成8年4月1日から入札公告日までの間に完工したもので、元請負人として受注したものであること。
(カ) 建設業法施行令第27条の3に規定する電気工事施工管理技士を専任で配置できること。

機械企業が満たすべき要件

機械企業は1者とし、次の(ア)から(カ)の要件を満たしていること。

- (ア) 入札参加者の構成員であること。
(イ) 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有すること。
(ウ) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示2の(1)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「管工事」の「A等級」であること。
(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
(オ) 3階建て以上の建築物における管工事を施工した実績を有していること。なお、当該実績は、平成8年4月1日から入札公告日までの間に完工したもので、元請負人として受注したものであること。
(カ) 建設業法施行令第27条の3に規定する管工事施工管理技士を専任で配置できること。

建設企業体が満たすべき要件

次の(ア)から(ウ)の要件を満たしていること。

- (ア) 建築企業体、電気企業及び機械企業により構成されていること。
(イ) 建築企業体の代表者を建設企業体の代表者とする事。
(ウ) 建設企業体の形態は、建築企業体、電気企業及び機械企業による分担施工方式であること。

2 - 5 保守管理企業

(1) 保守管理企業の届出及び業務の委託

- ア 入札参加者は、エレベーターの保守管理業務又は消防設備等の保守管理業務をそれぞれ実施させる企業（以下「保守管理企業」という。）を入札参加表明書により届け出るものとする。この場合において、保守管理企業が当該入札参加者の構成員でない場合にあっては、他の提案を行う入札参加者においても当該同一の保守管理企業を入札参加表明書により届け出ることができるものとする。
- イ 入札参加者の構成員のうち、(3)ア又はイの要件を満たす者が保守管理企業を兼ねる場合には、他の提案を行う入札参加者の保守管理企業になることはできないものとする。
- ウ 入札参加表明書の提出日後においては、原則として保守管理企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、入札参加者は、県がやむを得ないと認めた場合は、県の書面による承認を条件として保守管理企業の変更又は追加ができるものとする。
- エ 保守管理企業のうち、(3)ア及びイの要件を満たす者は、当該両方の業務を実施できるものとする。
- オ SPCは、自らの責任において、落札者となった入札参加者が届け出た保守管理企業に対し、前記1-1(5)イに示す業務を直接委託し、実施させるものとする。

(2) 保守管理企業の制限

- ア 前記2-4「(2)入札参加者の構成員の制限」に示す各項目に該当する者は保守管理企業になれないものとする。
- イ 前号の制限の資格確認基準日は入札参加表明書の提出日とする。
- ウ 入札参加者は、資格確認基準日以後事業契約の締結までに、保守管理企業がアに規定する制限に抵触した場合にあっては、県が指定する期間内に保守管理企業に伴う全ての条件が満たされるための手当てを行い、県にその内容について書面により承認を得た上で当該保守管理企業を変更しなければならない。

(3) 保守管理企業の資格要件

保守管理企業は以下に示す要件の全てをそれぞれ備えていなければならない。

ア エレベーター保守管理企業

エレベーターを保守管理する企業は、次の及びの要件を満たしていること。

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成17年山口県告示第376号）1の(1)の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「エレベーター設備保守」の「特A等級」であること。また、同告示2の(2)の規定により提出した競争入札参加資格審査申請書中、山口県との取引を希望する営業種目について、「エレベーター設備保守」を「第1希望」の「小分類1」の順位として希望していること。

入札公告日において、共同住宅のエレベーターの保守管理を現に1年以上継続

して実施していること。なお、当該実績は、エレベーターの保守管理業務についてエレベーター保守管理企業が自ら実施しているものに限り、他の者に再委託又は下請しているものは含まないものとする。

イ 消防設備等保守管理企業

消防設備等を保守管理する企業は、次の要件を満たしていること。

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示1の(1)の規定により格付けされた一般競争入札及び指名競争入札参加資格が「消防設備保守」の「特A等級」であること。

2 - 6 付帯事業実施企業

(1) 付帯事業実施企業の届出

ア 入札参加者は、前記1 - 1(5)ウに示す付帯事業を実施する付帯事業実施企業を入札参加表明書により届け出るものとする。この場合において、付帯事業実施企業が当該入札参加者の構成員でない場合にあつては、他の提案を行う入札参加者においても当該同一の付帯事業実施企業を入札参加表明書により届け出ることができるものとする。

イ 入札参加者の構成員のうち、(3)の要件を満たす者が付帯事業実施企業を兼ねる場合には、他の提案を行う入札参加者の付帯事業実施企業になることはできないものとする。

ウ SPC自らが付帯事業実施企業として付帯事業を実施することはできないものとする。

エ 入札参加表明書の提出日後においては、原則として付帯事業実施企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、入札参加者は、県がやむを得ないと認めた場合は、県の書面による承認を条件として付帯事業実施企業の変更又は追加ができるものとする。

(2) 付帯事業実施企業の制限

ア 前記2 - 4「(2)入札参加者の構成員の制限」に示す各項目に該当する者は付帯事業実施企業になれないものとする。

イ 前号の制限の資格確認基準日は入札参加表明書の提出日とする。

ウ 入札参加者は、資格確認基準日以後事業契約の締結までに、付帯事業実施企業がアに規定する制限に抵触した場合にあつては、県が指定する期間内に付帯事業実施企業に伴う全ての条件が満たされるための手当てを行い、県にその内容について書面により承認を得た上で当該付帯事業実施企業を変更しなければならない。

(3) 付帯事業実施企業の資格要件

付帯事業実施企業は、提案する付帯事業の業務内容を適切に実施できる能力を備えていなければならない。

2 - 7 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

ア 入札説明書等の検討、入札参加者等の資格審査、また、民間事業者から提出された提案書について、定性的評価事項と定量的評価事項の総合的な審査を行うため、選定委員会を設置する。

イ 選定委員会は、次の学識経験者で構成する。なお、選定委員会は非公開とする。

	氏 名	役 職 等
委員長	吉村 弘	山口大学名誉教授
委員 (五十音順)	河田 格	日本政策投資銀行中国支店企画調査課調査役
	中山 修身	弁護士
	前田 哲男	山口県立大学教授
	村越 千幸子	山口県建築士会

(2) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

選定委員会は、入札参加者及び保守管理企業並びに付帯事業実施企業の備えるべき参加資格要件の具備について審査を行う。

イ 提案審査

選定委員会は、民間事業者の提案内容が本県が要求する県営住宅整備業務及び県営住宅維持管理業務並びに付帯事業に関する要求水準を満足することを前提とし、入札説明書と併せて公表する「落札者決定基準」に基づき、事業計画、県営住宅整備計画、県営住宅維持管理計画、付帯事業実施計画、県内企業の活用及び県内経済への貢献等の定性的評価事項に係る審査を行う。

(3) 落札者の選定及び決定

選定委員会は、「落札者決定基準」に基づいて、提案審査及び入札価格により総合評価した提案書の審査結果に基づき、最優秀提案者を選定する。県は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定することとし、山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載等により公表する。

(4) 落札者を選定しない場合

県は、民間事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者の提案においても県の財政負担の軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

2 - 8 審査及び総合評価の結果の講評

選定委員会による審査及び総合評価の結果の講評については、山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載等により公表する。

2 - 9 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、県は、落札者となった入札参加者から提出された提案書について、本事業の公表その他県が必要と認める場合にあっては、当該提案書の全部又は一部を無償及び無断で使用できるものとする。

また、落札者以外の入札参加者から提出された提案書については、本事業の公表以外には当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

(2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

3 P F I 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3 - 1 予想される責任及びリスクの分類と公共と民間との分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、P F I 事業者が担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県とP F I 事業者の責任分担の考え方は、原則として「リスク分担表(案)」(別紙4)によることとし、実施方針に関する質問、意見等の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等の公表時において明らかにする。

ただし、P F I 事業者が責任を負うべきとしたリスクで県が責任を負うべき合理的な理由があるもの及び現段階で分担が決定されていないものについては、民間事業者等からの意見等(発案、提案を含む。)により、分担の変更または分担の決定を行い、入札説明書等の公表時における事業契約書(案)により明らかにする。なお、責任分担の詳細については、事業契約書において定めるものとする。

(3) 保険

P F I 事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保する

ものとする。

3 - 2 提供されるべきサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として入札説明書と併せて提示する。

3 - 3 PFI事業者の責任の履行に関する事項

PFI事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行するものとする。なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、契約保証金の納付等の方法により事業契約の保証を行う。

3 - 4 県による事業実施状況監視の概要

(1) モニタリングの実施

県は、PFI事業者が、定められた業務を定められた期間又は時間内に確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、SPCの財務状況を把握するために、モニタリングを実施する。

なお、県は報告の受領、確認の実施により本業務の実施内容について何ら責任を負担するものではない。

(2) モニタリングの方法

モニタリングの詳細については、事業契約書において定める。

(3) モニタリングの実施時期及び概要

ア 基本設計・実施設計時

県は、PFI事業者によって行われた設計が県の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 工事施工時

PFI事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、県の要請に基づき、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

ウ 工事完成、施設引渡し時

PFI事業者は、施工記録を用意して、現場で県の確認を受ける。この際、県は、施設の状態が要求水準書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

エ 施設供用開始後

県は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

オ 財務の状況に関するモニタリング

PFI事業者は、毎年度、決算書類等により、財務の状況について県に報告しなければならない。

なお、公認会計士又は監査法人による監査は義務付けないものとする。

(4) モニタリングの費用の負担

モニタリングの実施のために県に発生する費用は県の負担とする。その他の費用は、P F I事業者の負担とする。

(5) 事業者に対するサービスの対価の減額等

モニタリングの結果、要求水準書で定める要求水準が満たされていない場合、県はP F I事業者に対して改善を求めることが出来る。またサービスの対価の減額を行うことができる。減額の考え方については、入札説明書等にて明示する。

4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

4 - 1 施設の立地条件

- (1) 事業場所 山口県防府市大字高井 8 0 8 - 2 外 (高井団地東ブロック)
- (2) 敷地面積 1 5 , 9 3 9 . 4 7 m²
- (3) 用途地域 第 1 種住居地域
- (4) 形態規制 建ぺい率 6 0 %
容積率 2 0 0 %
日影規制 測定面の高さ : 4 m
規制時間 : 敷地境界からの水平距離が 5 m を超える範囲 5 時間以上、1 0 m を超える範囲 3 時間以上
- (5) その他 計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地大崎遺跡に該当する。

4 - 2 施設の規模等

- (1) 県営住宅の整備戸数
県営住宅 1 3 6 戸について、3 期に分けて整備を行う。
- (2) 各期の整備戸数
4 0 戸以上、5 0 戸以内の範囲で、住棟は 1 棟とする。
- (3) 県営住宅屋外付帯施設
団地内通路、歩行者用通路、駐車場、自転車置場、児童遊園、ゴミ置場、植栽等
- (4) その他関連整備
敷地東側及び南側道路の整備とそれに伴う造成

5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と P F I 事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的な措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と

する。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

6 - 1 PFI事業者の債務不履行等に起因する場合

PFI事業者が事業契約書に定める債務を履行しない場合、県は、事業契約書の規定に従いPFI事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。PFI事業者が一定期間内に是正することができなかつた場合は、県は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また、事業契約を解除することができる。

また、PFI事業者の破産等の場合は、事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

6 - 2 県の責めに帰すべき事由に起因する場合

県の責めに帰する事由により事業の継続が困難になった場合は、PFI事業者は事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書で規定する。

6 - 3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

6 - 4 金融機関(融資団)と県との協議

本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、県は、PFI事業者に対し融資を行う金融機関等の融資機関(融資団)と直接協定を締結し、当該融資機関(融資団)と協議を行うことができるものとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

7 - 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等については、特に想定していない。

7 - 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、入札提案を行うこと。

なお、当該融資制度の詳細、条件については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

また、PFI法に規定する選定事業者の発注する工事及び測量は、平成16年7月13日

より「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する公共工事に指定され（国土交通大臣告示）、保証事業会社の業務の対象に追加されているところであり、具体的な措置の内容は、入札参加者が、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）に確認すること。

7 - 3 その他の支援に関する事項

その他の支援については、次のとおりとする。

- (1) 事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。
- (2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県とPFI事業者で協議を行う。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

8 - 1 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載等により行う。

8 - 2 入札に伴う費用負担

入札参加者の提案に係る費用については、すべて入札参加者の負担とする。また、入札書類については、返却しないものとする。

9 実施方針等の説明会等

9 - 1 実施方針等の説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、事業内容、入札参加の手続き及びPFI事業者選定に関する事項等について、県の考え方を説明するため、実施方針及び要求水準書（案）の説明会を以下のとおり開催する。

なお、説明会の開催日時、開催場所及び参加申込み方法等は次のとおりとする。

(1) 日時及び場所

開催日時	平成17年12月26日（月）午後2時から午後4時まで
開催場所	山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク 講堂
受付時間	午後1時30分から午後1時50分まで

(2) 参加申込み方法

平成17年12月22日（木）（正午必着）までに「実施方針等説明会参加申込書」（様式1）を使用して、電子メールでファイル添付により提出のこと。なお、電話又はファックスによる申込みは受付けないので注意すること。

参加人数	1社について2名まで
参加申込書のファイル形式	Microsoft Excel 97以上
提出先	山口県土木建築部住宅課
提出先電子メールアドレス	a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

(注意：メールタイトルは必ず「実施方針等説明会申込」とすること。)

(3) 当日における参加申込みの受付

上記(2)にかかわらず、都合により申込みができなかった参加希望者の当日の参加についても受けを行う。この場合にあつては、「実施方針等説明会参加申込書」(様式1)に必要事項を記入のうえ持参すること。

(4) その他

当日は、実施方針及び要求水準書(案)の資料配付は行わないので、山口県土木建築部住宅課のホームページよりダウンロードして印刷した上、各自持参すること。

また、実施方針に対する質問・意見については、次の9-2に示すとおり別途書類形式で受けすることとしているため、当日の質問等は受けない。

9-2 実施方針及び要求水準書(案)に対する質問・意見の受付・回答

実施方針及び要求水準書(案)に記載の内容に関する質問・意見の受付、回答を以下のとおり行う。

(1) 受付期間

平成18年1月16日(月)(午前10時)～平成18年1月19日(木)(正午)

(2) 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針に係る質問意見書」(様式2)又は「要求水準書(案)に係る質問意見書」(様式3)に記入の上、電子メールでファイル添付により提出のこと。この場合において、両方の質問意見書を提出する時は、それぞれの様式ごとに別ファイルにより提出すること。(両方の様式を一つのファイルにまとめて提出しないこと。)

なお、上記(1)に示す受付期間外に提出された質問・意見については受けない。また、電話又はファックスによる質問・意見は受けないので注意すること。

質問意見書のファイル形式	Microsoft Excel 97以上
提出先	山口県土木建築部住宅課
提出先電子メールアドレス	a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

(注意：メールタイトルは必ず「実施方針等に係る質問意見書」とすること。)

(3) 回答

質問・意見への回答は、平成18年1月31日(火)に山口県土木建築部住宅課のホームページへの掲載により、公表する予定である。

なお、質問・意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に関し、質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除くこととし、また、質問者及び意見者の名前は公表しないものとする。

なお、県は、質問・意見に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問・意見のうち、県が必要と判断した場合には、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

10 本事業に関する県の担当部署及びアドバイザー企業並びにその協力法人

10 - 1 本事業に関する県の担当部署

担当部署名	山口県土木建築部住宅課住宅企画班 担当：村田・西村・土井
電話	083-933-3874（直通）
ファックス	083-933-3899
電子メールアドレス	a18900@pref.yamaguchi.lg.jp
ホームページアドレス	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/jutaku/index.htm

10 - 2 本事業に関するアドバイザー企業及びその協力法人

アドバイザー企業	株式会社 ニュージェック（大阪市北区） 株式会社 地域経済研究所（大阪市中央区）
協力法人	弁護士法人 御堂筋法律事務所